

## 民生委員・児童委員は地域の「身近な相談相手」です

町には、厚生労働大臣から委嘱された25名の民生・児童委員がいます。(12月1日現在)  
それぞれの担当地区で援助活動や相談を行っています。お気軽にご相談ください。

当新田地区 山下正人 山下昌代	北福崎地区 加藤町子	豊田一色地区 小川文子	亀崎地区 加藤こまえ 古藤あさみ	亀須地区 宮田 恵	上吉地区 水谷いづみ
(敬称省略)					
天神地区 廣田真理子 堀田恵子 星野好延※	高松地区 早川圭介 川村智子 天野愛子 伊藤 天	南福崎地区 駒田良憲 菊池美穂子 寺本光子 倉田千里	豊田地区 堀内里美 森 健治 吾田淑子 早川悦子 寺本和恵 川村賢一		

※は主任児童委員 児童福祉に関する事項専門的に担当します。

### 主な活動

- 住民の生活状況を必要に応じ適切に把握することに努めています。
- 生活に関する相談に応じ助言その他の援助を行っています。
- 福祉サービスを適切に利用するため必要な情報の提供その他の援助を行います。
- 社会福祉事業者と密接に連携し、その事業又は活動を支援しています。
- その他、住民の福祉の増進を図るために活動を行います。

問合せ先 福祉課 TEL 366・7116

## 高齢者介護に関するアンケート調査

令和9年度から11年度までを計画期間とする「川越町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定にあたり、介護保険事業の円滑な実施と、高齢者の保健福祉全般にかかる各種サービス提供を充実させるための基礎資料とするため、アンケート調査を実施します。

対象の方に調査票をお送りしますので、ご協力をお願いします。

**対象者** • 65歳以上の方  
• 65歳未満で要介護認定を受けている方

**実施期間** 1月中旬に調査票を送付します

※調査票の発送及び返送先は、町が委託した調査会社となります。

※本調査はすべて統計的に処理し、収集した情報は適切に管理するとともに他の目的には利用しません。

問合せ先 福祉課 TEL 366・7116



## 障害者控除対象者認定書は申請が必要です

障害者手帳(身体・療育)を持っていない65歳以上の要介護・要支援認定者で、申請により身体の自立度や認知症の状態が一定の基準に該当すると認定された方には、障害者控除対象者認定書を交付(後日郵送)します。

\*この認定書は、町県民税・所得税の控除を受けるためのものであり、障害者手帳の代わりとなるものではありません。

**申請方法** 本人または家族の方が申請  
(毎年度申請が必要)

**対象者** 当該年度12月31日時点での要介護認定を受けている方

**必要書類** 介護保険被保険者証

問合せ先 福祉課 TEL 366・7116

提出期限 3月16日(月)

## 令和7年中の所得にかかる町県民税の申告

町内に住民登録のある方で令和7年中に所得があり、所得税の確定申告の必要がない方は、町県民税の申告が必要です。この申告は国民健康保険税や非課税判定等の資料にもなりますので、所得のなかった方でも必要に応じて申告してください。申告をしないと、所得証明書等を発行できない場合があります。また、高額療養費や国民健康保険税の軽減が認められなくなります。

なお、前年に町県民税の申告をされた方に対しては、1月下旬に申告書を送付します。

確定申告が必要な方は、2月2日(月)~3月16日(月)の申告相談をご利用ください。町県民税申告の方も利用できます。※資産や株式の譲渡所得がある場合や青色申告は受け付けできません。

### 町県民税申告・所得税の確定申告相談 整理券かオンライン受付が必要です

開設期間 2月2日(月)~3月16日(月) ※土・日曜日、祝日を除く ※最終日は午前の部のみ

受付時間 午前の部 午前8時40分~11時30分

午後の部 午後1時30分~4時30分 ※午前11時30分~午後1時30分は閉場

会場 役場2階 第203会議室

各日定員 38名 午前の部(整理券) 各日20名

午後の部(オンライン受付) 午後1時30分から30分ごとに3名、各日合計18名まで

#### オンライン受付について

予約開始: 1月13日(火) ※電話での予約は受け付けていません。

予約の締め切りは前々日(例:相談日2月7日の場合、予約は2月5日まで)

2名分(本人+家族1名分)申告される方については、申告者ごとに予約してください。

混雑状況によっては、受付時間が前後する場合があります。

問合せ先 税務課 TEL 366・7114



## 四日市税務署からのお知らせ

スマホやパソコンから「確定申告書等作成コーナー」へアクセスし、確定申告書の作成・送信ができます。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

ご自宅で申告書作成が困難な方は、確定申告会場をご利用ください。来場の際はご自身のスマートフォンとマイナンバーカードを持参してください。

#### 確定申告会場

日時 2月16日(月)~3月16日(月)

場所 ユマニテクプラザ3階 ※駐車場はありませんので公共交通機関をご利用ください。

○確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

整理券は当日会場で配付するほか、LINEアプリを使って事前入手もできます。

【問合せ先】  
四日市税務署 TEL 352・3141  
※自動音声にしたがって「2」を選択してください



確定申告書等作成コーナー

## 税理士による無料税務相談(入場には「入場整理券」が必要です)

「入場整理券」は当日会場で配付します。配付状況により、後の来場をお願いすることがあります。  
※オンラインでの事前発行はありません。

開設期間 2月3日(火)、2月4日(水) 午前9時30分~午後4時(正午~午後1時を除く)

※午前8時から入場整理券配付予定

場所 あさけプラザ

相談対象 事業所得、不動産所得または年金以外の雑所得を有する者のうち、令和6年分の所得金額(専従者控除前または青色特典控除前)が300万円以下の方

※譲渡所得・山林所得・贈与税の申告をされる方や相談内容が複雑な方は、税務署の確定申告会場をご利用ください。